

# 介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者集団指導

平成31年2月15日

高齢者支援課



# 目次

1. 平成30年9月提供分からのサービスコードについて
2. 平成31年度報酬改定について
3. 指定更新について
4. 緩和した基準によるサービスについて
5. その他



# 1. 平成30年9月提供分からの サービスコードについて



## 1-1. 9月提供分からのサービスコードについて

### ☆変更点☆

- A2, A6に、緩和した基準によるサービスのサービスコードを追加。
- 緩和した基準によるサービスの開始に伴い、従前相当サービスに1回ごとの単位数を設定。



ただし……

緩和した基準によるサービスを実施していない事業所については、変更の影響はありません。

# 1-1. 9月提供分からのサービスコードについて

従前相当サービスでは・・・

- 1月あたりのコードで請求。
- 月途中での利用開始、利用終了の場合には1日あたりのコードで請求。
- キャンセル等により利用回数が4回／月以下等の場合でも、1月あたりのコードで請求。1回あたりのコードは使用しない。

参考資料



介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（平成29年2月13日事務連絡）

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=42848&ct=020050010>

## 1-2. 10月提供分からのサービスコードについて (訪問)

### ◇生活機能向上連携加算Ⅱ

従前の生活機能向上連携加算を充実。

### ◆生活機能向上連携加算Ⅰ

外部の介護予防通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職等の助言に基づき、介護予防訪問型サービスを提供した場合に算定できる加算を新設。

## 1-2. 10月提供分からのサービスコードについて (通所)

### ◆生活機能向上連携加算

外部の介護予防通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職等と連携し、共同でアセスメントを行い、運動器機能向上計画を作成した場合に算定できる加算を新設。

### ◇生活機能向上グループ活動加算

### ◇運動器機能向上加算

機能訓練指導員の対象資格に、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加。

## 1-2. 10月提供分からのサービスコードについて (通所)

### ◇栄養改善加算

当該事業所の職員ではない外部の管理栄養士による実施でも算定を可能とする。

### ◆栄養スクリーニング加算

介護職員等(管理栄養士以外でも可)が利用者の栄養状態の確認を行い、その情報を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で提供した場合に算定できる加算を新設。



## 2. 平成31年度報酬改定について



## 2. 平成31年度報酬改定について

平成30年12月21日事務連絡

(厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係)

「介護予防・日常生活支援総合事業における  
「国が定める単価」について」より抜粋

介護給付において、消費税率の引き上げ及び  
介護人材の処遇改善のための報酬改定が行  
われることを踏まえ、総合事業の単価の上限を  
定めている、国の地域支援事業実施要綱が今  
後改正され、2019年10月1日施行予定。

## 2. 平成31年度報酬改定について

(1) 消費税率の引き上げを踏まえた対応  
介護給付の報酬改定を踏まえ、基本単価への上乗せを行う。

(2) 介護人材の処遇改善ための対応  
介護給付の報酬改定を踏まえ、事業所における介護人材の処遇改善を行うための加算を新設する。

※具体的な単位数等については追って連絡。

## 2. 平成31年度報酬改定について

- 習志野市の従前相当のサービス（介護予防訪問型サービス・介護予防通所型サービス）については、2019年10月以降においても、国が定める額と同額の単位数とする予定。
- 単価が決定し次第、サービスコード表・単位数表マスタ等をホームページに掲載予定。

掲載場所



<http://www.city.narashino.lg.jp/jigyosha/kaigonichijouseikatujigyosya/index.html>

### 3. 事業者指定事務について



## 3-1. 指定更新について

- 介護保険法の規定により、指定事業者は6年ごとに指定の更新を受ける必要がある。
- 習志野市では指定更新の通知を送付しない。
- 指定更新の手続きについては、市ホームページを参照。原則として、有効期間満了日の1ヵ月前までに、指定更新申請書類を高齢者支援課窓口へ持参又は郵送にて提出。

指定通知書で有効期間満了日を御確認ください。



## 3-2. 指定権者について

### 総合事業における事業者指定は習志野市が行う

- 総合事業における事業者の指定権者は習志野市となる。新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等の届け出は習志野市に行く。
- 指定の内容が変更になった際の変更届については、各サービスに応じた指定権者へ届出を行う必要がある。

提供するサービス		必要な事業者指定	指定権者 (指定申請等提出先)
介護給付	訪問介護	指定訪問介護事業者の指定	千葉県
	通所介護	指定通所介護事業者の指定	千葉県
	地域密着型通所介護	指定地域密着型通所介護事業者の指定	習志野市(介護保険課)
総合事業	介護予防訪問型サービス 介護予防通所型サービス	総合事業の第1号訪問(通所)事業者(従前相当サービス)の指定	習志野市(高齢者支援課)
	生活援助訪問型サービス 運動機能向上ミニデイ型サービス 介護予防ミニデイ型サービス	総合事業の第1号訪問(通所)事業者(緩和した基準によるサービス)の指定	習志野市(高齢者支援課)

## 3-3. 事業者指定の留意点

### 住所地特例対象者への総合事業のサービス提供について

- 習志野市の住所地特例対象施設に入所している被保険者へ総合事業のサービスを提供する場合は、習志野市の指定を受けて、習志野市の報酬単価で提供する。

### 習志野市外の被保険者へのサービス提供について

- 習志野市に所在する事業者が、習志野市以外の被保険者（習志野市に居住する住所地特例対象者を除く）に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、その利用者の住所地の市町村から事業者指定を受ける必要があり、変更届や指定更新申請もそれぞれの市町村に届け出る必要がある。その場合、指定市町村の報酬単価で提供する。



## 4. 緩和した基準によるサービスについて



# 4-1. 介護予防・生活支援サービス事業の類型

(国のガイドラインで示された例)

## ①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、従前の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等</li> <li>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</li> <li>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※3～6ヶ月の短期間で行う</li> </ul>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

## ②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、従前の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援	・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

## ③その他の生活支援サービス 「配食安否確認サービス」

## 4-2. 訪問型サービスAの基準について

サービス名称	生活援助訪問型サービス
サービスの内容	○身体介護を伴わない生活援助
実施方法	事業者指定(国保連経由での審査・支払)
人員基準	<p>○要支援者と要介護者を合わせた数で以下の基準を満たすこと</p> <p>①管理者：常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能</p> <p>②従事者：1人以上 〈資格要件〉介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、<b>市認定ヘルパー</b></p> <p>③サービス提供責任者：常勤の従事者のうち、利用者40人に1人以上。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は利用者50人に1人以上 〈資格要件〉介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</p>
設備基準	○介護予防訪問型サービスと同等
運営基準	○介護予防訪問型サービスと同等

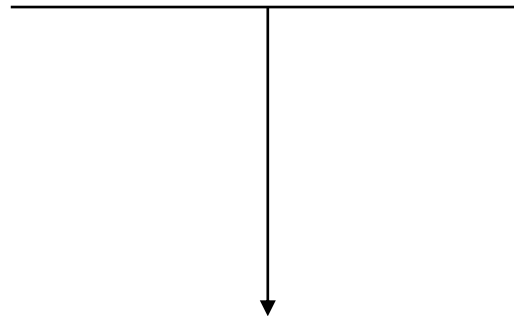
## 4-3. 訪問型サービスAの単価について

サービス名称	生活援助訪問型サービス
単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域区分 4級地(1単位=10.84円)</li> <li>○算定単位 <span style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px;">利用回数に応じた報酬(上限有)</span></li> <li>○報酬体系               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活援助訪問型サービスⅠ(週1回程度) (4回まで)229単位/回、(5回以上)1,145単位/月</li> <li>・生活援助訪問型サービスⅡ(週2回程度) (8回まで)229単位/回、(9回以上)2,061単位/月</li> <li>・生活援助訪問型サービスⅢ(週2回超程度) (12回まで)242単位/回、(13回以上)3,146単位/月</li> </ul> </li> <li>○加算               <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回加算 200単位</li> </ul> </li> </ul>
限度額管理の有無	有(国保連で管理)

## 4-4. 市認定ヘルパーについて

以下の研修受講修了者を市認定ヘルパーとする。

- 市認定ヘルパー養成講座（市委託事業）  
（※平成29年度までの名称は「シニアサポーター養成講座」）
- 介護予防・生活支援サービス担い手養成研修  
（運営：千葉県介護福祉士会（千葉県委託事業））
- 上記研修に準ずるもの  
（※他市認定ヘルパー研修、事業所内養成研修等）



## 4-4. 市認定ヘルパーについて

各事業所で市認定ヘルパーを養成する場合は、以下の条件を満たすこと。

- カリキュラムは市認定ヘルパー養成研修のカリキュラムとする。
- テキストは市認定ヘルパー養成研修のテキストを使用する。
- 講師は、市認定ヘルパー養成講座を聴講又は事業所内養成研修実施説明会に参加した事業所管理者又はサービス提供責任者とする。

## 4-5. 通所型サービスAの基準について

サービス名称	(1)運動機能向上ミニデイ型サービス
サービスの内容	○運動機能向上のための機能訓練、レクリエーション等(送迎含む)
実施方法	事業者指定(国保連経由での審査・支払)
人員基準	<p>○要支援者と要介護者を合わせた数で以下の基準を満たすこと</p> <p>①管理者 : 常勤・専従1以上          ※支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能</p> <p>②介護職員 : 15人以下 常勤換算で1人以上          定員15人超 常勤換算で(15を超える数)÷5+1人以上          ※常勤換算:(勤務延時間数)÷(サービス提供時間数)</p> <p>③機能訓練指導員 : 単位ごとに1人以上          〈資格要件〉理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師・准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師</p> <p>※定員に関わらず、単位ごとに全職種合わせて常時2人以上</p>
設備基準	○介護予防通所型サービスと同等
運営基準	○介護予防通所型サービスと同等



## 4-5. 通所型サービスAの基準について

サービス名称	(2)介護予防ミニデイ型サービス
サービスの内容	○介護予防のための体操、レクリエーション等(送迎含む)
実施方法	事業者指定(国保連経由での審査・支払)
人員基準	○要支援者と要介護者を合わせた数で以下の基準を満たすこと ①管理者：常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能 ②介護職員：定員15人以下 常勤換算で1人以上 定員15人超 常勤換算で(15を超える数)÷5+1人以上 ※常勤換算・(勤務証時間数)÷(サービス提供時間数) ※定員に関わらず、単位ごとに全職種合わせて常時2人以上
設備基準	○介護予防通所型サービスと同等
運営基準	○介護予防通所型サービスと同等

## 4-6. 通所型サービスAの単価について

サービス名称	(1)運動機能向上ミニデイ型サービス
単価	<p>○地域区分 4級地(1単位=10.54円)</p> <p>○算定単位 <b>利用回数に応じた報酬</b></p> <p>○報酬体系</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・運動機能向上ミニデイ型サービスⅠ(要支援1、事業対象者) (4回まで)305単位/回、(5回以上)1,525単位/月</li><li>・運動機能向上ミニデイ型サービスⅡ(要支援2、事業対象者) (8回まで)314単位/回、(9回以上)2,826単位/月</li></ul> <p>○加算・減算 なし</p>
限度額管理の有無	有(国保連で管理)

## 4-6. 通所型サービスAの単価について

サービス名称	(2)介護予防ミニデイ型サービス
単価	<p>○地域区分 4級地(1単位=10.54円)</p> <p>○算定単位 <b>利用回数に応じた報酬</b></p> <p>○報酬体系</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防ミニデイ型サービスⅠ(要支援1、事業対象者) (月4回まで)298単位/回、(5回以上)1,490単位/月</li><li>・介護予防ミニデイ型サービスⅡ(要支援2、事業対象者) (月8回まで)305単位/回、(9回以上)2,745単位/月</li></ul> <p>○加算・減算 なし</p>
限度額管理の有無	有(国保連で管理)

## 3-4. 指定申請について

### 総合事業における事業所番号

- 介護予防訪問（通所）型サービスの指定事業所が緩和した基準によるサービスの指定を受け、サービスを提供する場合は、現行の事業所番号をそのまま使用し、新たな付番は行わない。

### 緩和した基準によるサービスの指定有効期間

- 原則として6年間。介護予防訪問（通所）型サービスの指定事業所については、指定時に申し出があった場合には、介護予防訪問（通所）型サービスの指定有効期間と揃えることも可能。

# 【参考】

<介護予防・日常生活支援総合事業 習志野市ホームページ>

○介護予防・日常生活支援総合事業 サービス事業者の方へ

<http://www.city.narashino.lg.jp/jigyosha/kaigonichijouseikatuiigyosya/index.html>

上記ホームページから、過去の説明会資料、指定事業者一覧、人員等基準、サービスコード表、単位数表マスタ、過誤申立書、Q&A等が御覧いただけます。本日の資料も、後日このページに掲載予定です。

○介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請等

<http://www.city.narashino.lg.jp/jigyosha/kaigonichijouseikatuiigyosya/narashino-city.html>

新規指定申請、変更届出、指定更新申請等について御覧いただけます。

○総合事業にかかる介護職員処遇改善加算

<http://www.city.narashino.lg.jp/jigyosha/kaigonichijouseikatuiigyosya/201703.html>

平成31年度介護職員処遇改善加算計画書の提出についてのお知らせを掲載しています。

# 【参考】

○介護予防・日常生活支援総合事業 厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>  
上記ホームページから、基本的考え方、ガイドライン、Q&A、関連資料、好事例、関係政省令・告示等がご覧いただけます。

OWAM NET 介護保険最新情報  
<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu/detail-list?bun=020060090>  
介護保険制度に関する最新情報をご覧いただけます。

○介護保険事務処理システム変更に係る参考資料  
(平成29年2月13日事務連絡)  
<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu/detail?gno=42848&ct=020050010>  
介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料などがご覧いただけます。

# 【問い合わせ先】

○介護予防・日常生活支援総合事業に関すること  
高年齢者支援課 454-7533